2　第二の仲裁人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続く二箇月の期間内に裁判長を指名する。

**第四条**

仲裁裁判所は、この条約及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

**第五条**

紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

**第六条**

仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を示すことができる。

**第七条**

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、全ての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

(a)　全ての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。

(b)　必要に応じ、仲裁裁判所が、証人又は専門家を招致し、及びこれらの者から証拠を入手することができるようにすること。

**第八条**

紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続の期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

**第九条**

仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

**第十条**

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

**第十一条**

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し、及び決定することができる。

**第十二条**

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

**第十三条**

1　いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず、又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し、及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事国が欠席し、又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。

2　仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。

**第十四条**

仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

**第十五条**

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定される。最終決定には、その理由を明示するものとし、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。いずれの仲裁人も、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

**第十六条**

仲裁判断は、紛争当事国を拘束する。仲裁判断により与えられるこの条約の解釈も、それが第十条の規定に基づいて仲裁手続に参加する締約国の参加の理由となった事項に関連する限度において、当該締約国を拘束する。仲裁判断は、紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

**第十七条**

最終決定の解釈又は履行の方法に関し前条の規定に従い最終決定に拘束される紛争当事国間で生ずる紛争については、いずれの紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

**第二部　調停手続**

この条約の第十八条6の規定の適用上、調停手続は、次のとおりとする。

**第一条**

1　紛争当事国によるこの条約の第十八条6の規定に基づく調停委員会の設置の要請は、事務局に対して書面で行う。事務局は、その旨を直ちに全ての締約国に通報する。

2　調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、三人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ一人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

**第二条**

二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で調停委員会の委員を任命する。

**第三条**

事務局が第一条に規定する書面による要請を受領した日から二箇月以内に紛争当事国によるいずれかの任命が行われない場合において、いずれかの紛争当事国の要請があるときは、国際連合事務総長は、引き続く二箇月の期間内に当該任命を行う。

**第四条**

調停委員会の二人目の委員が任命された時から二箇月以内に当該調停委員会の委員長が選任されなかった場合において、いずれかの紛争当事国の要請があるときは、国際連合事務総長は、引き続く二箇月の期間内に委員長を指名する。

**第五条**

1　調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続規則を定める。

2　紛争当事国及び調停委員会の委員は、当該調停委員会の手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

**第六条**

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。

**第七条**

調停委員会は、設置された時から十二箇月以内に紛争の解決のための勧告を付した報告を行い、紛争当事国は、この報告を誠実に検討する。

**第八条**

調停委員会が付託された事項を検討する権限を有するか否かに関する意見の相違については、当該調停委員会が決定する。

**第九条**

調停委員会の費用は、紛争当事国が合意する配分により紛争当事国が負担する。調停委員会は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

**○外務省告示第三百九号**

平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「条約」という。）の附属書Ａは、条約第八条及び第二十二条４の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十六年十一月二十六日に効力を生ずる。

（平成二十五年十一月二十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十六年九月十七日

外務大臣　岸田　文雄